

指定管理者候補者の決定について

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで長崎市障害福祉センターの管理運営を行う指定管理者の候補者として次のとおり決定しました。

- 1 施設の名称 長崎市障害福祉センター
- 2 指定管理者候補者の名称 社会福祉法人 長崎市社会福祉事業団
- 3 指定管理者の候補者として決定した理由
(非公募で選定した理由、当該団体を決定した理由など)

長崎市障害福祉センターは、障害の種別や程度、年齢、発達段階に応じた診療所における診療・療育、児童発達支援、自立訓練（機能訓練）等の多種多様な幅広いニーズに応じた専門性の高いサービスを提供し、さらに、これらが密接な連携を図りながら総合的かつ一体的に事業を実施しており、特に、診療所については、発達障害に関する早期発見、早期療育を図る専門機関としての重要な役割を担っている。

指定管理者の選定にあたっては、現在提供しているこれらのサービス水準を維持し、さらには向上させることが前提であり、事業を総合的に、かつ継

続して実施していくためには、医師をはじめとした多くの専門職の配置と、関係機関等と連携を図りながら、長期的見通しに基づく体制の確保が必要である。

このような体制を確保できる団体は、現在の指定管理者である社会福祉法人長崎市社会福祉事業団のほか見当たらないことから、引き続き現指定管理者を指定しようとするもの。なお、同法人は、長崎市障害福祉センターの運営を行うため、長崎市が全額出資し平成3年に設立した団体である。